

議案第65号

調停の申立てについて

次のとおり調停の申立てをしようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年(2023年)6月21日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- 1 相手方 宝塚市安倉北1丁目5番24号  
大一建設株式会社  
代表取締役 金沢匡洪

2 調停申立ての趣旨

宝塚市と相手方間の令和3年7月30日付け荒神川・都市基盤河川改修事業河川改修工事に係る工事請負契約及び令和4年3月31日付け工事請負変更契約に基づく宝塚市の相手方に対する債務は、追加工事分も含めて、金149,977,300円を超えて存在しないことを確認する、との調停を求める。

## 議案第65号

### 調停の申立てについて

#### 事件の概要

相手方は、本市が実施した入札の落札業者として、荒神川・都市基盤河川改修事業河川改修工事(以下「本件工事」という。)を請け負い、令和3年7月30日付けで請負代金1億3,249万600円で契約締結した。その後、関係機関との調整により、設計図書の見直しと工事内訳書の修正が必要となったため、本市と相手方で工事の継続の可否も含めて協議した結果、令和4年3月31日付けで、請負代金を1億4,997万7,300円とする変更契約を締結した。

その後、相手方は、令和4年5月27日に工事を竣工するまでの間、現場の状況に合わせ、本市と協議を行うなどした上で、追加工事(以下「本件追加工事」という。)を適宜行った。一方で、本市が現場において工事の本体部分の施工方法等を確認したところ、本件追加工事を含め、契約金額の範囲内の内容であると判断したことから、本市は相手方に契約どおり1億4,997万7,300円の請負代金を支払った。

相手方は、工事の本体部分に係る費用については変更契約の後は一切減額をしないこと及び本件追加工事に係る費用は別途支払うことについて本市が了解していたとして、追加で768万8,700円を支払うべきであると主張し、本市を相手方として、令和5年3月7日付けで伊丹簡易裁判所に申し立てた。

これに対し、本市は、本件工事に係る工事請負契約書(以下「本件契約書」という。)第59条第1項の規定により、本件工事に関する紛争については兵庫県建設工事紛争審査会(以下「県審査会」という。)の調停により解決を図るべきであると主張したところ、相手方はこれを不服とし、当事者間に合意が成立する見込みがないことから、民事調停は令和5年6月2日付けで不調となった。

上記のとおり、建設工事に関する専門家の関与による紛争の速やかな解決を目指して、本件契約書第59条第1項の規定に基づき、県審査会に対して調停の申立てをしようとするものである。

#### 本件契約書(抜粋)

##### (あっせん又は調停)

第59条 この約款の各条項において甲(本市)と乙(相手方)とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲と乙との間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 (略)